

◎看護師養成所授業料等条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学選考料、入学料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。（附則第5項関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の看護師養成所授業料等条例の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入学選考料等について適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎職業能力開発校条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入校検定料、入校料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。（附則第4項関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職業能力開発校条例の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入校検定料等について適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎産業技術短期大学校条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学検定料、入学料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。（附則第3項関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の産業技術短期大学校条例の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入学検定料について適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎農業大学校条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学検定料及び入学料の免除について定めることとした。（附則第4項関係）
- 2 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の農業大学校条例の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入学検定料について適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎県立学校授業料等条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 平成28年台風第10号により甚大な被害を受けたと認められる者に係る入学選考料、入学料、通信制受講料及び寄宿舎料の免除について定めることとした。（附則第4項関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第2条関係）
- 3 施行期日等
  - (1) この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県立学校授業料等条例附則第4項の規定は、平成28年9月1日以後に納付された入学選考料等について適用することとした。（附則第1項関係）
  - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）